

○神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年4月1日条例第4号）

神奈川県海水浴場等に関する条例

昭和34年4月1日  
条例第4号

改正	昭和36年7月5日条例第29号	昭和38年7月12日条例第26号
	昭和43年6月14日条例第35号	昭和50年10月21日条例第32号
	昭和55年12月23日条例第55号	昭和56年3月31日条例第10号
	昭和58年12月21日条例第36号	昭和61年10月17日条例第50号
	平成4年3月31日条例第15号	平成4年12月22日条例第56号
	平成8年3月26日条例第4号	平成12年3月28日条例第42号
	平成13年3月27日条例第19号	平成18年12月28日条例第71号
	平成20年7月22日条例第40号	平成22年3月26日条例第10号
	平成26年3月25日条例第7号	

神奈川県水浴場等取締条例をここに公布する。

神奈川県海水浴場等に関する条例

題名改正〔昭和56年条例10号・平成22年10号〕

（目的）

第1条 この条例は、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成22年条例10号〕

（定義）

第2条 この条例において「海水浴場」とは、一定の管理の下に、一定期間特定の海水面及びその附属地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所をいう。

2 この条例において「その他の遊泳場」とは、一定の管理の下に、一定期間特定の海水面以外の水面及びその附属地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所をいう。

3 この条例において「遊泳区域」とは、海水浴場又はその他の遊泳場のうち標旗、浮き等をもって区画された水域をいう。

4 この条例において「プール」とは、貯水槽を設けて公衆に水泳させる施設をいう。

5 この条例において「更衣休憩所」とは、海水浴場又はその他の遊泳場において利用者の更衣、休憩、衣類の保管等の利便に供する施設をいう。

6 この条例において「喫煙」とは、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）に火をつけ、その煙を発生させることをいう。

7 この条例において「喫煙専用区域」とは、専らたばこを吸う用途に供するために設けられた区域をいう。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（海水浴場等の管理運営）

第3条 海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所（以下「海水浴場等」という。）は、常に公衆の衛生、危険防止、秩序の保持を旨とし、かつ、全体の風致及び美観を損なうことのないよう管理され、運営されなければならない。

一部改正〔平成22年条例10号〕

（禁止行為等）

第4条 何人も、みだりに遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊してはならない。

追加〔昭和36年条例29号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

第5条 海水浴場又はその他の遊泳場の利用者は、遊泳区域内において、ボート、サーフボード、ヨットその他これらに類するもの（ゴム製によるものその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。第21条第3項において「ボート等」という。）を使用してはならない。

全部改正〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

第6条 海水浴場又はその他の遊泳場の利用者は、もり、水中銃その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具（第21条第3項において「もり等」という。）を、海水浴場又はその他の遊泳場内において使用し、又は遊泳区域内において携帯してはならない。

追加〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

第7条 何人も、海水浴場の開場時間中は、当該海水浴場内（次条第1項の規定により設けられた喫煙専用区域を除く。）において喫煙をしてはならない。

2 前項の規定は、海水浴場の管理運営又は海水浴場の利用者の利便に供する建築物又は工作物においては、適用しない。

3 県は、海水浴場における他人の喫煙による身体に対する危害及び健康への影響並びにたばこの吸い殻の散乱の防止（以下「海水浴場における公衆衛生の向上」という。）を図るため、県民、事業者、民間の団体、海水浴場の設置者及び市町村と連携し、及び協力して、海水浴場における公衆衛生の向上に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するものとする。

追加〔平成22年条例10号〕

（喫煙専用区域の設置等）

第8条 海水浴場の設置者は、当該設置に係る海水浴場に喫煙専用区域を設けることができる。

2 海水浴場の設置者は、前項の規定により喫煙専用区域を設けようとするときは、あらかじめ、当該喫煙専用区域の設置場所、箇所数その他の事項について、次に掲げる者と協議しなければならない。

（1）当該海水浴場が所在する市町村

（2）当該海水浴場の利用者に対して更衣、休憩、衣類の保管、飲食、物品の販売その他の役務を提供する者の組織する団体

追加〔平成22年条例10号〕

（海水浴場等の設置許可）

第9条 海水浴場等を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添えて知事に提出し、許可を受けなければならない。

（1）申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2）海水浴場等の名称

（3）海水浴場等の設置場所

（4）海水浴場等の開設期間及び開場時間

（5）プールにあつては、その容積及び使用水の種類

（6）その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の許可に際して公衆衛生又は公衆の危険防止上必要な条件を付することができる。

3 海水浴場等（プールを除く。）の許可の有効期限は、当該許可を受けた日の属する年の10月31日までとする。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（施設基準）

第10条 海水浴場等は、公衆衛生及び公衆の危険防止上の見地から規則で定める施設基準に適合するものでなければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（許可事項等の変更届出）

第11条 第9条第1項の規定により許可を受けた者が、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項及び海水浴場等の構造設備を変更したときは、知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（設置者の義務）

第12条 海水浴場等の設置者（以下「設置者」という。）は、公衆衛生及び公衆の危険防止上の見地から規則で定める基準に従い、当該海水浴場等の施設を管理し、及び運営しなければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（監視人の設置）

第13条 海水浴場等（更衣休憩所を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、海水浴場等にお

ける危険防止及び救助に当たらせるため、監視人を置かなければならない。

追加〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

(届出事項)

第14条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 引き続き1月以上休業しようとするとき。
- (2) 休業後再開しようとするとき。
- (3) 廃業しようとするとき。

2 設置者が死亡したときは、速やかに、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者がその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

(手数料)

第15条 知事は、プール又は更衣休憩所の設置の許可を受けようとする者からプール又は更衣休憩所設置許可手数料1万3,630円を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、プール又は更衣休憩所設置許可手数料を徴収しない。

- (1) 市町村が、無料のプール又は更衣休憩所を設置する場合
- (2) 会社、工場等が厚生施設として無料のプール又は更衣休憩所を設置する場合

一部改正〔昭和36年条例29号・50年32号・55年55号・58年36号・61年50号・平成4年56号・8年4号・22年10号・26年7号〕

(地位の承継)

第16条 第9条第1項の許可(プールの設置に係るものに限る。次項において同じ。)を受けた者について相続、合併又は分割(当該プールを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールを承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔平成12年条例42号〕、一部改正〔平成13年条例19号・22年10号〕

(立入検査等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、設置者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして海水浴場等に立ち入らせ、施設の管理及び運営の状況その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成18年71号・22年10号〕

(行政処分)

第18条 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、許可を受けた日から20日以内に業務を開始しなかつたとき。
- (3) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 第11条、第12条又は第14条第1項の規定に違反したとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

(市町村の条例との関係)

第19条 この条例の海水浴場における喫煙の規制に関する規定(次項において「喫煙関係規定」という。)は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、海水浴場における公衆衛生の向上を図るため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が海水浴場における公衆衛生の向上を図るために制定する条例の内容が、喫煙関係規定と同等以上の効果が期待できると認められるときは、知事が指定する条項は、当該市町村の区域（知事が指定する区域に限る。）には、適用しない。

3 前項の指定は、神奈川県公報により行う。

追加〔平成22年条例10号〕

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成22年条例10号〕

（罰則）

第21条 第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに海水浴場等を設置した者及び第18条の規定に基づく知事の処分に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第4条の規定に違反し、遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、若しくは損壊した者、第5条の規定に違反し、ボート等を使用した者又は第6条の規定に違反し、もり等を使用し、若しくは携帯した者は、科料に処する。

一部改正〔昭和36年条例29号・38年26号・43年35号・平成4年15号・18年71号・22年10号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 水浴場取締条例（昭和23年神奈川県条例第8号）は、廃止する。

3 知事は、神奈川県水浴場等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第10号）の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例10号〕

附 則（昭和36年7月5日条例第29号）

この条例は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則（昭和38年7月12日条例第26号抄）

1 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

4 この条例（中略）による改正前の神奈川県水浴場等取締条例第5条に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和43年6月14日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月21日条例第32号抄）

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年12月23日条例第55号抄）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

3 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月21日条例第36号抄）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月17日条例第50号抄）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する

各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第56号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に開始した分べんの介助については、第8条及び第11条の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第42号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条の2を第6条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第7条第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成22年5月規則第71号で、同22年5月15日から施行）

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。